

令和元年12月24日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 大坪 津 義



宍粟市特別職報酬等の額について（答申）

令和元年11月13日付宍企総第520号にて諮問された、特別職の報酬等及び期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり答申します。

答 申

市長、副市長及び教育長の給料額及び期末手当支給割合並びに議会議員の報酬額及び期末手当支給割合については、現行どおり据え置くことが適当である。

【現行】

市長、副市長及び教育長の給料額 （月額）及び期末手当支給割合	市 長	880,000円	4.20か月
	副市長	712,000円	
	教育長	638,000円	
議会議員の報酬額（月額）及び期 末手当支給割合	議 長	448,000円	4.20か月
	副議長	370,000円	
	議 員	346,000円	

審議経過等

1. はじめに

令和元年11月13日に市長から本審議会に対し、「宍粟市特別職の報酬等及び期末手当支給割合」について諮問書が提出された。

諮問内容は、直近の審議会（平成29年度及び平成30年度）以降の社会経済情勢の変化、民間企業の状況など行政を取り巻く環境の変化を考慮するなかで、現行の市長等の特別職の給料額及び期末手当支給割合並びに議会議員の報酬額及び期末手当支給割合が適正か否か、本審議会へ意見を求められたものである。



2. 審議経過

本審議会においては、次に掲げる4つの視点を中心に、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

- ①市長等の特別職及び議会議員の職責、活動等の状況
- ②県内他市の状況（類似団体や人口・財政状況等が相似する市との比較）
- ③人事院勧告による一般職の職員の給与改定の状況
- ④当市の財政指標等の状況、市民感情等

【審議会の開催状況】

回数	開催日	内容
第1回	令和元年11月13日（水）	辞令、会長等選出、諮問、資料説明、質疑応答
第2回	令和元年11月21日（木）	追加資料説明、質疑応答、方向性の審議・検討
第3回	令和元年11月28日（木）	追加資料説明、答申案の審議・検討

【検討資料】

- ① 特別職等の報酬等の推移
- ② 特別職等の期末手当支給率の推移
- ③ 職員との比較（合併以降の報酬等推移）
- ④ 過去の特別職報酬等審議会の審議結果等
- ⑤ 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント
- ⑥ 県内他市の給料、報酬、期末手当
- ⑦ 県内他市のうち、各指標が類似する団体との比較
- ⑧ 現職の市議会議員の構成（年齢・職業等）
- ⑨ 在職老齢年金の支給停止の仕組み
- ⑩ R01 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
- ⑪ H30 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
- ⑫ 消費者物価指数の推移
- ⑬ 県内他市のうち、期末手当の改定率が人勧どおりでない市の状況
- ⑭ 県内他市の特別職退職手当の状況
- ⑮ 県内他市の議会議員の議会活動状況
- ⑯ 宍粟市議会議員の議会活動状況
- ⑰ 市長の役割、議会の役割
- ⑱ 県内の類似団体等の財政指標の推移

3. 審議内容

市長等の特別職及び議会議員の給料・報酬額については平成22年度以降据え置きとなっており、期末手当支給割合については平成29年度以降据え置きとなっている。

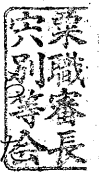
あらためて県内の類似団体や人口・財政状況等が相似する市と比較しても、概ね当市の状況に相応した水準の給料・報酬額及び期末手当支給割合であると考えられる。



一方で、人事院勧告は平成26年以降6年連続の引き上げがなされており、一般職の職員の給与はそれに準拠してプラス改定がなされているが、当市の財政指標はこの間著しく改善したとまではいえないこと、消費者物価指数から景気動向が一定上向きであるとはいえず地域経済の状況は決して良いとはいえないこと、市民感情の面から消費税が10%に引き上げられ生活に大きな影響が出ていることなどを考慮すると、現行の額及び支給割合を引き上げるべき状況とまではいえない。

市長等の特別職の果たすべき職務や職責は、年々変化しており、市のトップとして、複雑・多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するため、極めて高度な判断と強い統率力が要求される。

また、議会議員についても、行政の監視や議決権の行使にとどまらず、市長等の特別職と同様、複雑・多様化する市民ニーズに応えるため、高い見識と専門的知識が従来以上に要求される。



いずれもその給料・報酬及び期末手当は、その責任ある重要な職責にふさわしいものでなければならないが、当市の財政状況や経済状況、市民感情等を踏まえ、総合的に判断した結果、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4. おわりに

当市が理念として掲げる「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を実現するためには、市長等の特別職が強い責任感とスピード感を持って、人口減少対策や地域経済の発展、雇用の創出など、様々な課題に対処していかなければならない。

また、議会議員は、開かれた議会を目指し、強い責任感を持って議決権を行使するとともに、様々な意見や要望を市政に反映させるべく、市民の声を行政に届けなければならない。加えて、その議員活動について、積極的に情報を提供し、議員活動が見える化することで、市民の評価の参考となるよう努められたい。

当市の理念を実現するため、二元代表制の両輪である市長と議会議員が、それぞれの職務・職責の重要性を再度認識されるとともに、相互に緊張関係を保ち協力しながら自治体運営にあたることで、より一層、市民の信頼と期待に応えられるよう切望する。

5. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・類似団体との比較及び経済状況を勘案すると、本来は、報酬等の額、期末手当支給割合について、引き上げるべき状況であるかと思う。
- ・神戸市においては、教諭のいじめ問題を受け「市民の理解が得られない」と、一部の幹部職員のボーナス増額を見送るとの報道があった。当市においても、市民感情については、敏感にならざるを得ない。
- ・議員の議会活動については資料等で確認できるが、それ以外の活動については推し量る指標等がなく、判断が難しい。議会活動以外の活動状況が見えにくいため、積極的に情報を発信・提供し、議員活動の見える化に努められたい。
- ・議員の定数を減らしたとしても、自治会長に地域の中心としてしっかりと活動していただき、議員とともに各種会議等に参加してもらえれば、十分な議論が期待できるのではないか。
- ・議員に推薦したい人材がいても、特に子育て世代でこの報酬では生活は厳しい。
- ・生活給でないとはいえ、副業を持たない場合は、現状の議員報酬で生活することは厳しい。報酬に扶養手当などを加算することで、

若い世代の立候補を促すことはできないか。年金世代でなく若い世代が立候補することは、市政に良い影響を与えると考える。

- ・市民自身ももっと行政に関心を持つべきだと考える。人任せにせず、それぞれが意識を高め、それぞれの立場で行政に参画していくことが大事である。
- ・類似団体との比較資料は、参考にする部分はあるが、数字だけに目が行きがちである。市長等の特別職や議会議員には市内だけでなく、他市の状況についても肌で感じてほしい。内から宍粟を見るだけでは狭い視野となりかねない。外からも冷静に宍粟を見る視点がもっと必要ではないかと考える。今後はさらに、他市とのネットワークづくりにも注力されたい。
- ・市長、議員とも、それぞれの職務や職責を改めて見つめ直し、自己研鑽に努めてほしい。市長は誠実に事務を管理執行し、また、議員は広く市民から意見要望等を聴取し市政に反映されたい。

◎宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等	備考
大坪 津義	宍粟市連合自治会 副会長	会長
谷笹 摩弥	宍粟市商工会 女性部長	職務代理者
岡前 佳津子	宍粟市消費者協会 副会長	
石原 政司	西兵庫信用金庫 常勤理事	
山國 和志	公募委員	